

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 エンブレムの取扱いについて

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）は、平成28年4月25日付けで大会エンブレムを公表しました（別紙参照）。

これに伴い、大会エンブレムの使用については、組織委員会が作成した「Brand Protection 大会ブランド保護基準」に基づき、次のとおり取り扱うこととなっています。（なお、個別の相談等については、区へご連絡ください。）

1 大会エンブレムの使用が認められる団体

大会エンブレム等の知的財産の使用は、大会運営に関与している団体（国、東京都及び都内区市町村、大会スポンサー等）に限られています。

（※ 区の関連団体、町会、商店街等の使用は原則使用できません。）

2 大会エンブレム等の知的財産の保護の目的

大会エンブレム等の知的財産は国際オリンピック委員会及び国際パラリンピック委員会の独占的な所有物であり、組織委員会では大会の準備と安定的な運営及び日本のアスリート育成・強化に必要な財源を調達するために、知的財産権を活用したマーケティング活動を実施しています。

知的財産の無断使用等は、知的財産権の侵害だけでなく、スポンサー等からの協賛金の減少を招き、大会運営や選手強化等にも支障をきたすことから、組織委員会は知的財産権の保護を行っています。

3 主な知的財産の例

オリンピックシンボル、パラリンピックシンボル

東京2020オリンピックエンブレム、東京2020パラリンピックエンブレム
大会呼称、大会モットー、オリンピックに関する用語 等

4 商店街・町会等の使用

商店街や町会は原則として使用できません。

ただし、都や区などが、商店街の振興や地場産業の販売促進などの目的ではなく、大会PRのための装飾の観点から商店街の街頭やアーケードなどに大会エンブレムの入ったPRツール等を掲出することは可能となる場合があります。

【大会組織委員会資料】

平成28年4月25日付け報道発表資料より抜粋



公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
<Tokyo 2020.NEWS-2016-032>
2016年4月25日

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会 エンブレムを発表

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、本日、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のエンブレムを発表いたしました。

- 記 -



The Worldwide Olympic Partners



Tokyo 2020 Gold Partners



【採用作品】

くみいちまつもん 「組市松紋」

歴史的に世界中で愛され、日本では江戸時代に「市松模様」として広まったチェッカーデザインを、日本の伝統色である藍色で、粋な日本らしさを描いた。

形の異なる3種類の四角形を組み合わせ、国や文化・思想などの違いを示す。違いはあっても、超えてつながり合うデザインに、「多様性と調和」のメッセージを込め、オリンピック・パラリンピックが多様性を認め合い、つながる世界を目指す場であることを表した。

制作者：野老 朝雄（ところ あさお）

プロフィール

- 在住都道府県：東京都
- 生年：1969年
- 職業：アーティスト
- 最終学歴：東京造形大学卒業／建築専攻
- 現在の所属：TOKOLO. COM
- その他（受賞歴／代表的な仕事など）

主な展覧会：

- 2010「MOT アニュアル 2010：装飾」展（東京都現代美術館／東京）
- 2010、2011「オープン・スペース」(ICC／東京)
- 2014「マテリアライジング展Ⅱ」（東京藝術大学美術館陳列館／東京）
- 2016「個と群」野老朝雄×青森市所蔵作品展（国際芸術センター青森／青森）

主な作品：

- 2007 FRP／F town ファサードパターン 建築設計：Atelier Hitoshi Abe（仙台／宮城）
- 2012 工学院大学 125周年記念総合教育棟 ファサードパターン+サイン計画 建築設計：千葉学建築計画事務所（八王子／東京）
- 2015 BAOBAB TOKOLO PATTERN /BAOBAB ISSEY MIYAKE INC（バッグ）
- 2015 名古屋ビルディング下層部ファサードガラスパターン 建築設計；三菱地所設計（名古屋／愛知）